八代市告示第23号

振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分

平成24年3月30日八代市告示第21号(振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準)による指定地域における道路交通振動について、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1の規定による区域の区分及び同表備考2の規定による時間の区分を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成21年4月23日八代市告示第73号(振動規制法に基づく道路交通 振動の限度に関する区域及び時間の区分)は、平成24年3月31日限り、廃止す る。

平成24年3月30日

八代市長 福 島 和 敏

1 区域の区分

- 第一種区域 平成24年3月30日八代市告示第21号(振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準)の別表に定める第一種区域とする。
- 第二種区域 平成24年3月30日八代市告示第21号(振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準)の別表に定める第二種区域とする。

2 時間の区分

昼間 午前8時から午後7時まで 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで